

あっせん手続きのしおり

『 あなたの職場のトラブルの解決を目指して

社労士会労働紛争解決センターに

“あっせん” を申し立てしてみませんか 』

法務大臣認証
厚生労働大臣指定
社労士会労働紛争解決センター長崎
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B
長崎県社会保険労務士会内
TEL 095-821-4454

1 はじめに

社労士会労働紛争解決センター長崎（以下『解決センター』という。）は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、**労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、事業主と労働者の間に起こったトラブル（個別労働紛争）を双方の言い分を丁寧に聴き、その知見と経験を活かして、「あっせん」という手続きにより、トラブルを簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）するための機関**です。

2 あっせん申し立てをするにはどうしたらいいか

Q1 会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。直接、解決センターに申し出ればいいのですか？

A あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、**どういう方法をとったらいいかなどについて、まずは、お近くの社会保険労務士会の「総合労働相談所」におたずねください。**

総合労働相談所において、あっせんを利用して解決を図ることが望ましいと判断されると、解決センターと連絡を取り、今後の手続きについて、解決センターから案内があります。

北部九州の「総合労働相談所」

県会	所在地	電話番号	相談日・時間
長崎	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	095-824-8230	毎週水曜日 13:30~16:00
福岡	福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル3階-301号	092-414-4864	毎週火・木曜日 12:00~18:00 毎月第1土曜日 10:00~16:00
熊本	熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階-A	096-324-1124	毎月第1・第3木曜日 (祝祭日除く) 13:30~16:30

Q2 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？

A あっせんの対象となるのは、**個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働関係紛争）**だけです。つまり、労働契約に関するトラブル（解雇や出向・配転に関する事など）やその他職場環境に関する事（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項が対象となります。したがって、労働組合と事業主との間の紛争（集団的労使紛争）、

労働基準法等の法規違反や労働者と事業主との間における私的な金銭貸借問題等は対象にはなりません。

また、募集、採用に関係した紛争及び退職後の紛争も対象外になります。

なお、事業主が破産、特別清算、民事再生、会社更生法等法的破産手続の適用を受け、又は受けることが確実と見込まれるとき、又は個人事業主が死亡したとき（特定の者が事業を継承したことが明らかな場合を除く。）も、あっせんの対象となりません。

集团的労使紛争は、主に都道府県労働委員会、労働関係法規違反は労働基準監督署が相談窓口となります。

Q3 代理人を立てることはできますか？

A あっせんは本人が直接申し立てを行うこともできますが、**特定社会保険労務士**や弁護士に代理人を頼み、専門家の力を借りることも可能です。

特定社会保険労務士とは、社会保険労務士のうち、紛争解決代理業務に関する所定の研修を受けて「紛争解決手続代理業務試験」に合格した者です。紛争の目的価格が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士が単独で代理人となることができませんので、弁護士と共同して代理人となる必要があります。

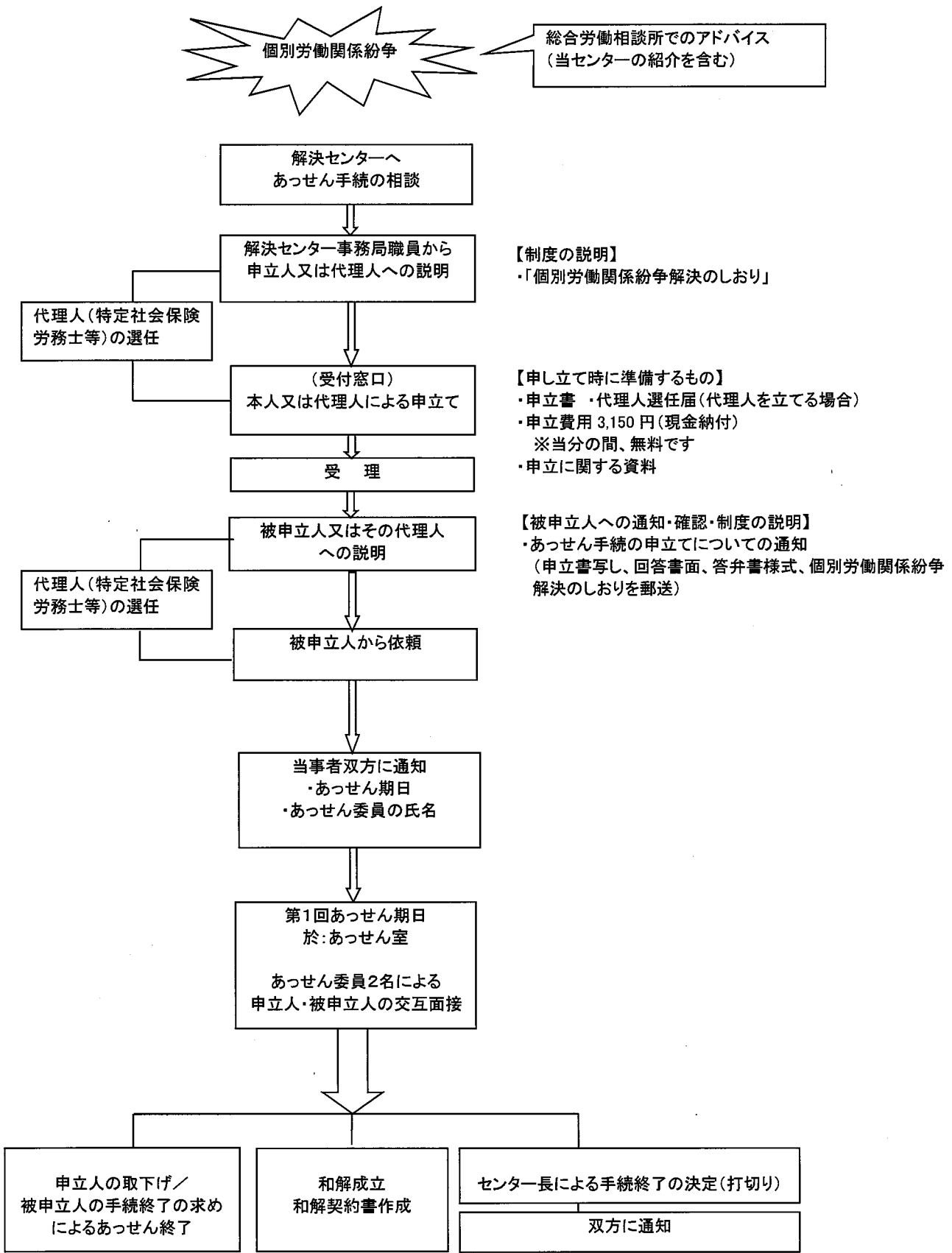
Q4 あっせん申立書にはどんなことを書けばいいのですか？

A 指定の様式に沿って、

- ① 申し立て年月日、
 - ② 申立人の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - ③ 相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先、
 - ④ 代理人を選定したときは、当該代理人の氏名
 - ⑤ 紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか。）、
 - ⑥ 解決を求める事項（申立人は、どういうふうにしてほしいのか。）などを、
- 記入していただきます。

また、紛争に関する関係資料等があれば、申し立て時に併せて提出してください。

社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん手続の概要



3 「あっせん」手続の流れ、費用、実施日などについて

Q5 申し立てをしてからどのような流れになりますか。

- A ①解決センターで申立書の内容を審査して、あっせんの対象とする事案であれば受理されます。
- ②申し立ての内容を相手方へ通知し、相手方（被申立人）があっせんに参加する意思があるか否かを確認します。
- ③相手方からあっせんに参加するとの意思表示があった場合、当事者双方の都合を確認して、あっせん委員があっせんを行う日（あっせん期日）を指定し、7日前までに通知します。
- ④あっせん期日前に、相手方から、答弁書（申し立ての内容について認めるか、あるいは否認するか、又は、申し立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面）及び紛争に関する資料を提出していただきます。
- ⑤原則、1回のあっせんで和解の成立を目指します。ただし、紛争の内容が複雑困難な場合等、特段の理由があるときは、複数回開催することもあります。
- ⑥和解が成立した場合は、あっせん委員が作成する和解契約書を当事者の数に1を加えた数を作成し、当事者双方及びあっせん委員が立会人として署名押印したものを交付して、あっせん手続は終了します。
- ⑦①から⑥の期間は、おおよそ1か月を見込んでいます。
- ⑧相手方が、あっせんに参加しない場合は、そこであっせん手続きは終了します。この場合は、終了した旨を書面で通知します。

Q6 申し立ての費用はいくらですか？

- A 1回のあっせんにつき、3,150円（消費税込）の申立費用が必要です。
（※当分の間、無料です。）

例えば、事業主からのセクハラ被害の防止について申し立て、和解の内容として、セクハラの時止と今までの精神的苦痛に対する慰謝料の請求の2つを申し立てても、1件のあっせんとして扱います。）。

その他、あっせん手続きに要する費用（通訳、あっせん委員が出張した時の旅費、宿泊費等）が発生する場合は、あっせん委員及び当事者双方と協議して、負担割合を決定します。

なお、申立書が正式に受理された後は申立費用は返還しませんが、相手方があっせんに参加する意思がないときは、申立人に郵送料その他の実費を控除した残額を返還します。

また、申立費用の減免事由に該当したときは、全部又は一部について免除されます。

Q7 あっせんはどこで行われますか。また、いつでも開催してもらえますか？

A あっせんは、相手方と顔を合わせないように解決センターに設置されている専用の個室で行います。

また、原則として、**毎週木曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後8時までの**当事者双方が希望する時間に行うこととしています。

Q8 和解の仲介は、どのように行われますか？

A 労働問題に精通した社会保険労務士である「**あっせん委員**」が、当事者双方の自主的な解決の努力（話し合い、譲り合い）を尊重しつつ、諸法令や今までの裁判例等を参考に、公平かつ適正に双方の意見の調整を行い、紛争の実情に即した迅速な解決を図っていきます。具体的には、**話し合いを基本に、あっせん委員が和解案を双方に示し、双方の合意を得られれば、最終的には「和解契約書」にまとめる**ことで解決に導きます。

Q9 あっせん期日に出席しましたが、相手方がなかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？

A あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して、粘り強く互譲を勧めます。しかし、お互い譲らず、和解が成立する見込みがないと判断した場合は、そこであっせん手続は、和解不成立となり終了します。

Q10 時効が迫る中で、あっせんか裁判上の手続かどちらを利用するかを悩んでいます。

A 申立人が、同じ内容の紛争について**裁判所で訴訟中の場合**、当事者の共同申出により、裁判所の決定で**訴訟手続は一時中止**され、解決センターのあっせん手続が優先される場合があります。

また、あっせん手続を進める中で、結果的にあっせんが不成立となった時点で訴訟を提起したくとも、時効となっていまい申し立ての権利を失うおそれのある事案の場合は、和解の成立する見込みがないことを理由に**あっせん手続を終了した場合の終了の通知を受けた日から、1か月以内に訴訟を提起したときは、解決センターでの申立書受理時にさかのぼって時効が完成猶予**されますので、時効によって提訴する権利を失う不利益を心配することなく、あっせん手続に専念することができます。

4 さらに詳しく理解するために

Q11 あっせん委員になる社会保険労務士とは、どのような方ですか？

- A 国家資格を有する社会保険労務士の中から、労働問題に精通し、かつ、個別労働関係法制に関し造詣が深く、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者があっせん委員になります。あっせんの都度、センター長が**原則として2名のあっせん委員を選任します**。申立事案の内容により、弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。

Q12 他のあっせん委員に交替してもらえますか？

- A あっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、当事者双方が、解決センターにあっせん委員の交替（忌避といいます）を申し出ることができます。その申出が相当であるとセンターが認めたときは、そのあっせん委員を交替し、センター長が別のあっせん委員を選任します。
なお、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員になれません。

Q13 「解決センター」のあっせんと都道府県労働局のあっせんの違いはなんですか？

- A 裁判外で個別労働紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。
- ①労働局の紛争調整委員会によるあっせんは行政が実施しているのに対して、解決センターは、社会保険労務士会が労使間の紛争解決のために社会貢献活動の一環として行う、民間の裁判外紛争解決手続機関であるということです。
このため、解決センターでは、申立費用を運営経費の一部に当てさせていただくため、あっせん手続申し立て時に3,150円（税込）をいただいています。
（※当分の間、無料です）
 - ②紛争の目的価額（例えば、退職金として〇〇円支払ってほしい）が120万円を超える場合、あるいは超えると予想される場合に、代理人を立てて申し出を行おうとすると、労働局のあっせんでは、目的価額にかかわらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることが可能ですが、解決センターでは、特定社会保険労務士が単独では代理人になることができず弁護士と共同して代理人とならなければなりません
 - ③解決センターのあっせんは、申立人の利便性を考慮して、行政機関の閉庁時間を含む毎木曜日と第2土曜日の朝10時から夜8時までの時間帯であっせんが可能です。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくてもあっせんに参加できます（12月29日～1月4日及び祝日を除く。）。
主な違いは以上のとおりですが、そのほかの「時効の完成猶予」や「訴訟手続の中止」の効力（Q10参照）については両者に違いはありません。

Q14 申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？

A あっせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚があっせん期日に出席して意見を述べるすることができます。

Q15 相手方が、申し立てに応じない場合はどうなりますか？

また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか。

A 事務局は相手方へ申し立ての趣旨を通知し、あっせんのメリットを伝えてあっせんへの参加を促しますが、相手方があっせんに参加する意思がない場合は、解決センターでのあっせんはできず終了します。

また、あっせんを申し立てたことを理由に相手側からの不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合には、解決センターにご相談ください。

Q16 提出資料は、返してもらえますか。また、個人情報に記載された資料の取扱いはどうなるのでしょうか？

A 提出資料等はすべてコピーした上で原本はお返しいたします。

なお、すべての提出資料は、文書管理責任者により秘密保持に配慮し、厳重に管理の上、10年間保存後、廃棄されます。

Q17 申し立てに関する一切の秘密は守られますか？

A あっせん委員及び申し立てに携わる解決センターの職員には、守秘義務が課されており、その秘密が外部に漏れることは一切ありません。ただし、あらかじめ同意をいただいた上で、当事者の氏名等が特定されない形で研修資料等に利用させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、万一、秘密を漏らした者がいた場合は、厳正に処分いたします。

Q18 和解の成立以外で事件が終了する場合がありますか？

A 以下に該当する場合は、あっせん手続きを終了します。この場合、書面で通知を行います。

①相手方が、申し立てに応ずる意思がないとき、

②当事者の一方が正当な理由なくあっせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意思がないことを明確にするなど、あっせん委員が和解の成立の見込みがないと認めたとき、

- ③申立人が、書面又は口頭で取り下げを求めたとき、
- ④相手方が、書面又は口頭で手続き終了を求めたとき、
- ⑤当事者の一方が死亡したとき、など、にはあっせん手続は終了します。

Q19 あっせん手続に関して、あっせん委員及び解決センター職員並びに代理人等に苦情がある場合は、受けてもらえますか？

- A 苦情の申し出があった場合には、解決センターに申出を行ってください。責任を持って処理にあたり、公正かつ忠実に対応します。

Q20 和解契約書は、どのようなものですか？

- A 和解成立の年月日及び和解の内容を記載した書面に当事者又は代理人及び立会人（あっせん委員）が記名押印し、当事者の数に1を加えた数を作成し、当事者へ交付します。

Q21 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しないときはどうすればいいのですか？

- A 一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われませんが、万一、履行されなかった場合は、民法上の和解の効力を有するものの、この和解契約には法律的強制力がありませんので、相手方に対して強制することはできません。そこで、法律的強制力を持たせるためには、和解契約の内容について債務名義にする方法があります。

債務名義にするためには、主に以下の方法があります。

- ①簡易裁判所に和解契約を内容とする即決和解の手続きをとる。
- ②公証役場において相手方が強制執行を認諾する旨の公正証書を作成しておく。